札幌市職員採用Instagram運用支援業務
仕様書

1　業務の名称

札幌市職員採用Instagram運用支援業務

2　業務の目的

本業務は、委託者が保有するアカウントを活用して、職員採用試験の主な対象である若年層を対象にプロモーションを実施することで、本市職員採用試験の受験志望者増加を目的とする。

3　業務内容

委託者が保有するInstagramアカウント（@saiyo_sapporo）において、インフルエンサーと連携した情報発信を行う。実施にあたっては、企画・発信の手法を具体的に示すとともに、ターゲット層の興味・関心を引きつけ、投稿の拡散やフォロワーの拡大、受験志望者の増加が期待できる内容を企画すること。詳細は以下のとおりである。

⑴　インフルエンサーの選定基準及び要件

ア　Instagram単体において、公開アカウントのフォロワー数が10,000人以上であること。

イ　フォロワーを購入するなどの不正な手段を用いておらず、フォロワーの大部分が国内の自然なアクティブユーザーであること。また、令和７年11月１日以降に投稿された直近の投稿において相応の閲覧数およびエンゲージメント（いいね・コメント等）を獲得している実績があること。

ウ　過去及び現在において、法令違反、不当景品類及び不当表示防止法（ステルスマーケティング規制等）の違反、公序良俗に反する行為、SNS等での炎上事案がないこと。

エ　札幌市の信用及び職員採用活動の品位を損なう恐れのある活動（過度な露出、ギャンブル、副業・情報商材の勧誘、特定の政治・宗教活動等）を行っていないこと。

オ　本業務の目的を理解し、本市職員の志望者増加に協力する者であること。

⑵　情報発信の手法

ア　リール投稿（90秒以内のショート動画投稿）を月５本作成し、委託者が指定した日時に投稿を行うこと。必要に応じ、ストーリー投稿（投稿後24時間を経ると表示がされなくなる機能）の活用をすることは妨げない。

イ　受託者自身が有するInstagramアカウントでリポスト（自分の投稿として再投稿）する等、効果的に発信すること。

ウ　投稿前に、委託者の確認を受けること。

エ　投稿には、委託者が指定するハッシュタグをつけること。

オ　本業務に係る受託者の全ての活動費用（交通費、謝礼等）は受託者が負担すること。また、活動における撮影許可関係については、札幌市の施設内に関するものは委託者が行い、それ以外の施設・場所における許可申請等は受託者の責任において実施すること。

カ　実施においては、別記「札幌市ソーシャルメディア活用ガイドライン」及び委託者が別途定めるInstagram運用ポリシーを遵守すること。

キ　受託者は、投稿にBGM等の音源を使用する場合、Instagramの規約を遵守し、ビジネスアカウントで商用利用が許諾されている音源、または受託者が独自に著作権処理を行った音源のみを使用すること。

⑶　アカウント運用に係る支援・助言

委託者のInstagramアカウントが本市職員の志望者増加のために効果的な媒体となるよう、⑵で定める情報発信以外の内容（アカウントのプロフィールページの作成及びコンセプト設定等、運用全般に係る事項）について、適切かつ効果的な支援・助言を行うこと。

⑷　打ち合わせ

効果的なプロモーションの実施のため、インフルエンサーは、原則１か月に１回以上、委託者と対面（オンラインミーティングを含む。）で打ち合わせ等を行い、意向を丁寧に聞き取りながらプロモーションを進めるとともに、その効果を都度確認し、必要に応じ手法の見直し・改善を行うこと。

⑸　成果物の納入

下記の形式及び仕様等に基づき、本業務のために作成した静止画・動画データを提出すること。

ア　形　式：静止画の場合JPEG、JPG、PNGのいずれか。動画の場合WMVもしくはMP4

イ　仕様等：委託者が受領可能な手法により、作成した静止画・動画データを提出すること。

⑹　報告書作成

受託者は、実施したプロモーションの結果について、フォロワー数の推移、各投稿のインプレッション数、リーチ数、エンゲージメント数（いいね、コメント、保存数等）、再生回数などの定量的なデータを含む考察した報告書を作成し提出すること。

⑺　留意事項

ア　投稿においては、委託者の意向に反する内容や誤情報の発信など、ターゲット層に混乱や誤解を与えることのないよう投稿内容を監視すること。また、投稿自体を見直す必要が生じた場合は、委託者の指示のもと迅速に投稿の削除や再投稿を行うこと。

イ　委託者が提供するInstagramアカウントのID及びパスワードは厳重に管理し、本業務に携わる者以外の第三者に漏洩しないこと。契約終了時または委託者が求めた際は、速やかにアカウントからログアウトし、委託者によるパスワード変更等のセキュリティ措置に協力すること。

⑻　独自提案

本事業の実施にあたって考えられる独自企画の提案は妨げない。特に、Instagramを活用した受験志望者増加に直接繋がるような革新的なアイデアや、効果的な情報発信の手法に関する提案を歓迎する。

４　業務の範囲

「２業務の目的」を達成するためにかかる一切の業務とする。

５　業務委託期間

契約締結日から令和９年３月26日（金）までとする。

6　権利関係について

⑴　この業務の履行のために行う打ち合わせ、資料提供、調査事項の内容は第三者に漏らさないこと。

⑵　受託者は、「３業務内容」の業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

⑶　受託者は、前項により委託者に譲渡した成果物に関する著作者人格権及び実演家人格権（インフルエンサー本人の肖像権等に関する権利を含む）について、委託者及び委託者が指定する第三者に対してこれを行使しないものとする。委託者は、広報活動の目的の範囲内において、成果物のトリミング、テロップ追加等の加工・編集を自由に行うことができるものとする。

7　留意事項

⑴　著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

⑵　受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。

⑶　本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。

⑷　委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をしてこれを処理すること。

8　本件に係る問い合わせ先

札幌市人事委員会事務局任用課　延命・山田
〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目
電話：011-211-3143　ファクス：011-211-3148